

○財務省告示第三百号

国債の発行等に関する省令（昭和五十七年大蔵省令第三十号）第五条第十一项の規定に基づき、平成二十九年十月二十三日に発行した利付国債の発行条件等を次のとおり告示する。

平成二十九年十一月八日

財務大臣 麻生 太郎

一 名称及び記号 利付国庫債券（五年）（第三百三十

三回）

二 発行の根拠 特別会計に関する法律（平成十九年法律第二十三号）第四十六条第一項、第四十七条第一項及び

第六十二条第一項

三 振替法の適用 社債、株式等の振替に関する法律（平成十三年法律第七十五号。以下「振替法」という。）の規定

の適用を受けるものとし、その振替機関は日本銀行とする。

四 発行方法 札（以下「価格競争入札」という。）による発行（以下「価格競争入札発行」という。）、価格競争入札と同時に行われる入札であって、財務大臣が各国債市場

特別参加者ごとに応募限度額を定めるものによる発行（以下「国債市場特別参加者・第I非価格競争入札発行」という。）及び価格競争入札の募入の決定をした後に行われる入札であって、財務大臣が各国債市場特別参加者ごとに応募限度額を定めるもの





十 十  
イ 一  
ロ 一  
発

十 十  
三 二

十 十  
四

の 経 利 入 価 ・ 別 債 行 争 非 者 特 国 入 価 発  
払 過 札 格 第 参 市 及 入 価 ・ 別 債 札 格 行 行  
込 利 発 競 II 加 場 び 札 格 第 参 市 発 競 価 行 行  
み 子 率 行 争 非 者 特 国 発 競 I 加 場 行 争 格 日

初  
期  
利  
子

平 成 二 十 九 年 十 月 二 十 三 日  
す る 。  
額 上 面 金 額 百 円 九 十 銭  
以 上 の 所 在 額 百 円 九 十 銭  
額 面 金 額 百 円 九 十 銭

年 〇 ・ 一 パ ー セ ン ト  
募 入 金 決 定 の 通 知 を 受 け た 者 は  
払 込 金 額 に 加 え 第 二 十 号 に 規 定  
し 算 出 し た 金 額 を 第 二 十 号 に 規 定  
す る 。  
。 定 算 期 日 に 払 込 金 額 を 第 二 十 号 に 規 定

$$\frac{\text{額面金額の総額} \times 0.1 \times 33}{100 \times 365}$$

平 成 三 十 三 年 三 月 二 十 日 を 支 払 期  
と し 次 の 算 式 に よ り 算 出 し た  
金 額 を 支 払 期  
が 翌 営 業 日 に 当 り 支 払 期  
の 算 式 に よ り 算 出 し た  
次 号 及 び 第 十 六 号 に お いて 規 定  
す る 期 日 に つ い て 同 じ 。

$$\frac{\text{額面金額} \times 0.1 \times 1}{100 \times 2}$$

二十 十九 十八 十七 十六 十五

払込期日 入札参加 者 払場所 元利金支 償還金額 償還期限 後の第二期利子

平成二十九年十月二十三日 財務大臣から通知を受けた者 日本銀行 額百円につき百円 平成三十四年九月二十日 利子を支払う。 六月間に属する て、その日以前 各支払期間におい を支払う。 及び九月二十日 毎年三月二十日 及び九月二十日